

食料無料提供

『さくらパントリー（フードパントリー）』を開催します

とば地域・子ども食堂ネットワーク事務局鳥羽市社会福祉協議会 ☎ (25) 1188

フードパントリーとは、企業や団体・一般市民から寄付された食料を必要とするかたに無料で直接配布する活動です。フードロスの削減にもつながる取り組みです。

とき 3月19日(日)

午前10時～正午

配布世帯数 150世帯(先着順)

配布内容 米・レトルト食品・缶詰など

ところ 保健福祉センターひだまり
玄関前(雨天決行)

子どもには先着150人にお菓子をプレゼントします。どちらもなくなり次第終了します。



とば地域・子ども食堂ネットワークって？

鳥羽で「地域・子ども食堂を開催したい!」という想いのある有志の集まり・ネットワークです。(代表 濱口 和美)

主催: とば地域・子ども食堂ネットワーク

当日配布する食料を募集しています

- お米(精米してあり、2022年生産のもの)
- 保存のきく食料品で次の全てに当てはまるもの
 - ・常温で保存のきくもの
 - ・未開封のもの
 - ・賞味期限(消費期限)が2か月以上先のもの

※製造元が不明なものは避けてください。

野菜・生鮮食品については、事務局に問い合わせてください。

たとえば…

レトルト食品・ふりかけ
乾麺(パスタ・そうめんなど)
缶詰・ビン詰・カップ麺

募集期限 3月10日(金)

納税は口座振替が便利です

税務課管理収納係 ☎ (25) 1132

口座振替とは、口座振替依頼書を提出していただくだけで、納期限の日にご指定の預貯金口座から金融機関が自動的に税を振り替えて納付する制度です。

納期限までに納め忘れることもなく、納期ごとに納めにいく手間も省けます。ただし、口座や納税義務者に変更があった場合(相続を含みます)は、再度手続きが必要となりますので注意してください。

申し込み手続き

預貯金口座のある取扱金融機関で、次のものを持参のうえ、申し込んでください。

- 納税通知書、納付書など(納税義務者と税目などを確認するため)
- 市税口座振替依頼書(市内金融機関・市税務課・各連絡所の窓口にあります)
- 預貯金通帳
- 印鑑(金融機関への届出印)

口座振替の開始時期

原則として市税口座振替依頼書が提出された翌月から口座振替が開始されます。手続きが完了するまで1か月ほどかかりますので、余裕をもって手続きをしてください。一度手続きをすると、廃止の届け出を提出しない限り継続されます。

残高不足などで振替できない場合

残高不足などの理由により、振替できない場合の再振替は行っておりません。振替ができなかった場合、納期限から約20日後に督促状(納付書付き)が発送されるので、届いたかたはすみやかに納付してください。

利用できる税

- 市県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税

利用できる金融機関

- 百五銀行
- 三十三銀行
- 中京銀行
- 桑名三重信用金庫
- 東海労働金庫
- 伊勢農業協同組合
- 東日本信用漁業協同組合連合会
- ゆうちょ銀行